

「三木市空家等対策計画」を策定

三木市では、放置されたまま地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家等や利活用が可能である空家等に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第6条の規定に基づき、本市における空家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために「三木市空家等対策計画」を策定しました。

1 策定日 令和2年3月31日（火）

2 計画期間 令和2年度～令和6年度（5年間）

3 計画内容

(1) 計画の趣旨と位置づけ

計画の背景と目的、計画期間等

(2) 空家の現状と課題

本市の人口・世帯状況、現地調査・所有者意向調査の結果、本市の課題等

(3) 基本方針

空家対策の基本方針、地域特性に応じた課題への取り組み等

(4) 空家問題に対する具体的施策

発生抑制、適正管理及び利活用について、実施している等、各関係課の事業の詳細等

(5) 管理不全な空家への対応

「三木市空家等の適正管理に関する条例」及び空家法に基づく空家等及び特定空家の措置等

(6) 空家対策の計画的推進

相談窓口、関係各課及び関係団体との連携体制の構築、空家に対する各施策の進捗管理等

4 本計画のポイント

本計画は「三木市空家等対策協議会」における意見や提案及び市民からのパブリックコメントを踏まえて策定しました。

問い合わせ先 三木市市民生活部生活環境課空き家対策係
電話 0794-82-2000（内線 2381）